平成２６年（フ）第５１０号
大阪府泉大津市若宮町10番22号
債務者　有本　祥太
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１６５８号
札幌市中央区北４条西24丁目１番７―502号
債務者　押井　博恵
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９３９号
札幌市清田区清田７条３丁目12番２号　メイユール喜寿Ｄ２―102号
債務者　丹代ちえみ
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９６７号
札幌市手稲区前田６条13丁目８番15号　医療法人澤山会手稲病院
債務者　目黒美奈子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９９２号
札幌市西区山の手４条４丁目１番８号　山の手北山マンション107号
債務者　西岡　瑞穂（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０１８号
札幌市東区東苗穂３条１丁目３番50―306号
債務者　神　　顯治
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７４号
福島県喜多方市関柴町上高額字広面674番地13　ＷＥＳＴハイツⅠ101号室、前住所福島県喜多方市慶徳町松舞家字丑ノ尾3948番地
債務者　佐藤　幸恵
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第２２２号
群馬県高崎市石原町1393番地１　ドミールまつもとＢ―103号
債務者　若林　　芳
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第３２７号
埼玉県熊谷市中央５丁目６番14号
債務者　高橋ひろ美
1　決定年月日時　平成26年12月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３１６号
相模原市南区東林間４丁目21番３号　ＫＨＳ東林間202号
債務者　藤澤　祐太
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第６５号
新潟県三条市土場６番51号
債務者　多田　　満
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第１１３号
岐阜県多治見市旭ケ丘８丁目29番地の222
債務者　山本由加里（旧姓奥野）
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第６３７号
堺市北区新金岡町１丁２番15―206号
債務者　後藤登志子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７８９号
堺市南区若松台１丁４番１―110号
債務者　浪花たこ焼たこ蔵こと　南部　幸造
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８４７号
大阪府松原市三宅西２丁目18番20―403号、前住所大阪府松原市天美北３丁目１番20号
債務者　畠田　智子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９００号
堺市中区東山943番地３
債務者　大谷　篤子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９２１号
堺市北区新金岡町３丁３番18―603号
債務者　石田　君子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係